

令和 9 年度

福島県立特別支援学校
幼稚部入学者選考実施要綱

福島県教育委員会

目 次

令和 9 年度福島県立視覚支援学校幼稚部入学者選考実施要綱	1
I 入学者募集	
1 募集定員	
2 出願資格	
3 募集要項	
II 選考	
1 出願	
2 入学者選考	
3 その他必要な事項	
令和 9 年度福島県立聴覚支援学校幼稚部入学者選考実施要綱	4
I 入学者募集	
1 募集定員	
2 出願資格	
3 募集要項	
II 選考	
1 出願	
2 入学者選考	
3 その他必要な事項	
そ の 他	7
各 種 様 式	8
学校教育法施行令第 22 条の 3	13

令和9年度福島県立視覚支援学校 幼稚部入学者選考実施要綱

令和9年度福島県立視覚支援学校幼稚部（以下「幼稚部」という）の入学者選考は、この要綱によって実施する。

I 入 学 者 募 集

1 募 集 定 員

- 3歳児 5名程度
- 4歳児 5名程度
- 5歳児 5名程度

2 出 願 資 格

- 1 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者。
- 2 視覚に障がいのある者等のうち福島県立視覚支援学校で教育相談を受けた者。

3 募 集 要 項

幼稚部においては、この実施要綱に基づいて募集要項を作成する。

II 選 考

1 出 願

- 1 募 集 範 囲
原則として県下一円とし、特別の場合は県教育委員会と協議して決定する。
- 2 出 願 資 格
この要綱に示した「I 入学者募集 2 出願資格」に定めるところによる。

3 出 願 方 法

- (1) 入学を希望する者は、福島県立視覚支援学校の教育相談を事前に受け、保護者が「入学志願書」(別記様式第1号)に必要な事項を記入し、直接、福島県立視覚支援学校長に出願する。
- (2) 郵送で出願する場合は、書留(簡易書留も可)として、福島県立視覚支援学校長宛に郵送する(消印有効)。

4 出 願 期 間

令和8年10月1日(木)から11月27日(金)までとする。受付時間は午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

5 出 願 に 必 要 な 書 類

- (1) 入学志願書(別記様式第1号により、学校において作成したもの)
- (2) 学校教育法施行令第22条の3に定められた視覚障がいのあることを証明する書類(「身体障害者手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など)
- (3) 入学検定料は徴収しない。

6 出 願 の 取 消 し

出願を取り消す場合は、出願取消届(別記様式第2号)を直接、福島県立視覚支援学校長に提出する。

2 入 学 者 選 考

1 選 考 方 法

福島県立視覚支援学校長は、事前の教育相談内容、対象幼児・保護者面接の結果を資料とし、総合的に判定して選考する。

面 接

- (1) 令和9年度福島県立視覚支援学校幼稚部入学者選考は、福島県立視覚支援学校において行う。
- (2) 選考の期日、時間等については、福島県立視覚支援学校長が出願者及びその保護者に別に通知する。

合 否 判 定

選考に当たっては、事前の教育相談内容、対象幼児・保護者面接の結果に基づき、総合的に判定する。

2 選 考 結 果 の 発 表

選考結果（合否の判定）については、合格者に対し、校長は選考結果通知書（別記様式第3号）を交付する。

3 入 学 辞 退 の 手 続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（別記様式第4号）を直接、福島県立視覚支援学校長に提出する。

3 その他必要な事項

- （1） 幼稚部に入学を希望する者は、入学者選考実施日の前までに福島県立視覚支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。
- （2） 出願期間以外で入学の希望があった場合については、随時出願を受け付け、入学者選考を行うことができるものとする。受付時間は、「Ⅱ 選考

1 出願

」の「4 出願期間」に定めるところによる。

令和9年度福島県立聴覚支援学校 幼稚部入学者選考実施要綱

令和9年度福島県立聴覚支援学校幼稚部（以下「幼稚部」という）の入学者選考は、この要綱によって実施する。

I 入 学 者 募 集

1 募 集 定 員

募集定員は各校以下のとおりとする。

3歳児 5名程度

4歳児 5名程度

5歳児 5名程度

2 出 願 資 格

- 1 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者。
- 2 聴覚に障がいのある者等のうち対象となる地域（募集範囲）の各校で教育相談を受けた者。

3 募 集 要 項

幼稚部においては、この実施要綱に基づいて募集要項を作成する。

II 選 考

1 出 願

1 募 集 範 囲

募集範囲は以下のとおりとする。

本 校（郡山市）： 県中地区 県南地区

福島校（福島市）：県北地区 相双地区北部（相馬地区）
会津校（会津若松市）：会津地区 南会津地区
平 校（いわき市）：いわき地区 相双地区南部（双葉地区）

2 出 願 資 格

この要綱に示した「Ⅰ 入学者募集 2 出願資格」に定めるところによる。

3 出 願 方 法

- （１）入学を希望する者は、対象となる地域の各校の教育相談を事前に受け、保護者が「入学志願書」（別記様式第１号）に必要事項を記入し、直接、福島県立聴覚支援学校長に出願する。
- （２）郵送で出願する場合は、書留（簡易書留も可）として、福島県立聴覚支援学校長宛に郵送する（消印有効）。

4 出 願 期 間

令和８年１０月１日（木）から１１月２７日（金）までとする。受付時間は午前９時から午後４時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

5 出 願 に 必 要 な 書 類

- （１）入学志願書（別記様式第１号により、学校において作成したもの）
- （２）学校教育法施行令第２２条の３に定められた聴覚障がいのあることを証明する書類（「身体障害者手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）
- （３）入学検定料は徴収しない。

6 出 願 の 取 消 し

出願を取り消す場合は、出願取消届（別記様式第２号）を直接、福島県立聴覚支援学校長に提出する。

2 入 学 者 選 考

1 選 考 方 法

福島県立聴覚支援学校長は、事前の教育相談内容、対象幼児・保護者面接の結果を資料とし、総合的に判定して選考する。

面 接

- (1) 令和9年度福島県立聴覚支援学校幼稚部入学者選考は、対象となる地域の各校において行う。
- (2) 選考の期日、時間等については、福島県立聴覚支援学校長が出願者及びその保護者に別に通知する。

合 否 判 定

選考に当たっては、事前の教育相談内容、対象幼児・保護者面接の結果に基づき、総合的に判定する。

2 選 考 結 果 の 発 表

選考結果（合否の判定）については、合格者に対し、校長は選考結果通知書（別記様式第3号）を交付する。

3 入 学 辞 退 の 手 続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（別記様式第4号）を直接、福島県立聴覚支援学校長に提出する。

3 その他必要な事項

- (1) 幼稚部に入学を希望する者は、入学者選考実施日の前までに、対象となる地域の各校が実施する教育相談を受けるものとする。
- (2) 出願期間以外で入学の希望があった場合については、随時出願を受け付け、入学者選考を行うことができるものとする。受付時間は、「Ⅱ 選考

1 出願

」の「4 出願期間」に定めるところによる。

そ の 他

この要綱に定めるものの他、必要な事項及び特別な事情が生じた場合の措置は、県教育委員会教育長がこれを定める。

附則

この要綱は、令和８年８月３日から施行する。